

産前産後休暇期間の組合費免除

学事組では、育児休業中の組合員に対して、育児休業期間中は組合費を徴収しないこととしていますが、子育て支援の一環として、産前産後休暇中においても組合費を徴収しないこととします。

つきましては、別紙のとおり、従来の育児休業免除届の様式を変更します。様式はホームページにも掲載します。今後は新様式を使用して会計長へ申請をお願いします。なお、組合費免除期間の例を以下に示しますので参考としてください。

<例1>

令和5年10月19日から産休、令和8年3月31日まで育児休業を取得する場合



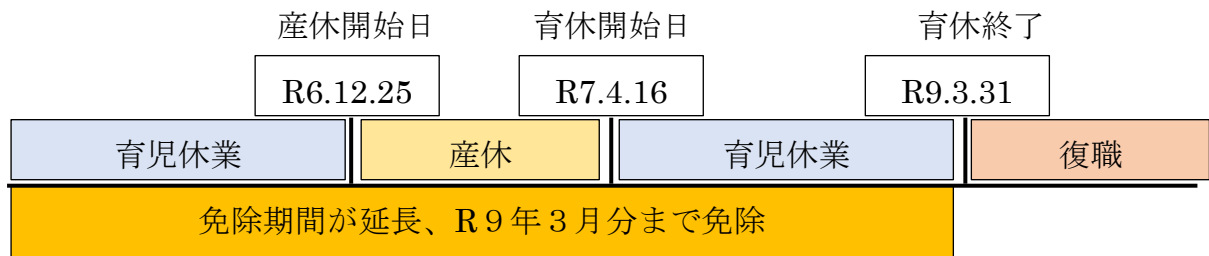
★産休開始日の翌月から組合費免除となります。

(月の初日が産休開始の場合はその月から免除)

届出後、育児休業の終期が変更となった場合は速やかに再提出をお願いします。

<例2>

<例1>の職員が、育児休業中に産休を取得することとなった場合



★産休期間中も免除のため、次の育児休業終了の月まで組合費免除となります。

産休に入ることが分かったら、改めて免除届を提出してください。